新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第39号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）
(1)～(149)　（略）	(1)～(149)　（略）
	(150)　毒物劇物製造業又は輸入業の登録申請経由手数料
(150)　（略）	(151)　（略）
(151)　（略）	(152)　（略）
	(153)　毒物劇物製造業又は輸入業の登録更新申請経由手数料
(152)　（略）	(154)　（略）
(153)　（略）	(155)　（略）
(154)　（略）	(156)　（略）
	(157)　毒物劇物製造業又は輸入業の登録変更申請経由手数料
(155)　（略）	(158)　（略）
(156)　（略）	(159)　（略）
(157)　（略）	(159)の２　（略）
(158)及び(159)　削除	
(160)～(417)　（略）	(160)～(417)　（略）
(418)　輸出水産動物に係る証明書交付手数料	
(419)　削除	
	(418)及び(419)　削除
(420)～(585)　（略）	(420)～(585)　（略）

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。